

第2回 大牟田市タクシー特定地域協議会議事概要

1. 開催場所 平成22年1月28日(木) 13時00分～14時30分

2. 開催場所 オオムタガーデンホテル

3. 協議会要綱の一部変更について

事務局より(別紙)資料にて、下記の報告を行いました承された。

・(協議会の構成員及び任期)

第4条 (6) その他協議会が必要と認めた者

② 「福岡警察本部」を削除し、今後はオブザーバーとして参加することで承された。

第4条 (4) 労働組合について

① 「日本私鉄労働組合九州地方連合会を代表する者」から「全国一般福岡地方労働組合を代表する者」に変更する。

4. 議事

① 本協議会の目的について

② 福岡県におけるタクシー事業の状況について

I. タクシー事業の現況

II. タクシー事業の輸送の現況

③ 適正と考えられる車両数の算定について

④ 地域計画(骨子(案))について

⑤ 大牟田市特定事業の策定(案)

5. 出席委員

九州運輸局福岡運輸支局長

湯元 日出光

福岡労働局労働基準部監督課長

松本 和之

福岡県県土整備部企画交通事務主査

松本 宏

大牟田市都市整備部都市計画・公園課長

古瀬 芳一

財団法人福岡県消費者協会 専務理事

立塚 知彰

社団法人福岡県タクシー協会 会長

田中 亮一郎

福岡県筑後地区タクシー協会 会長

大靄 洋海

福岡県筑後地区タクシー協会 理事

白石 一郎

福岡県筑後地区タクシー協会 理事

古賀 祐輔

福岡県個人タクシー協会大牟田地区支部長

松藤 伊佐美

自治労全国一般労働組合大牟田支部長

湯村 敏則

福岡県警察本部交通部交通規制課 課長補佐

細川 道夫

(1) 開会 定刻開始

【事務局】

- ・事務局奥野専務より報道関係者取扱について、公開とすることを諮り、了承された。
- ・11月6日、第1回5地域協議会合同会で、各地域協議会を設置することを承認に基づき、第2回「大牟田市タクシー特定地域協議会」開催する旨を報告する。

【湯元会長挨拶】

福岡運輸支局の湯元でございます。

本日は、委員の皆様方には大変ご多忙の中、「第2回大牟田タクシー特定地域協議会」にご出席頂き誠にありがとうございます。また、皆様方には、私どもが取組んでおります運輸行政の推進につきましても日頃から格別なご理解とご協力を賜っていることに対し、この席をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、最近の我が国の経済情勢でございますが、自動車等の製造業につきましては、エコカーの購入補助やあるいは輸出の復調等により一部持ち直しの兆しが見受けられておりますが、その他の産業につきましては、回復が遅れているようでございます。このため、失業率が依然として高く、また、個人消費の低迷が収まらず、更に昨年末からはデフレ傾向が強まるなど、厳しさが続いております。

タクシー業界も、これまでマイカーの普及やバブル崩壊後の長期にわたる経済不況により、利用者がかかり減少していたところですが、最近の更なる景気後退の影響受け、乗客が益々少なくなり輸送実績、運送収入も対前年比2ケタの減少になるなど、大変厳し経営環境におかれているところでございます。このような状況を改善し市民生活や産業の発展に欠かせない公共交通機関としてのタクシー事業の適正化、活性化を図るべく、昨年10月からタクシー新法が施行され、その目的を達成するために本協議会が設立されたところでございます。

タクシー新法の目的は、供給過剰となっているタクシー車両数の見直しを図り交通渋滞、交通事故をなくし、併せて運転者の労働条件の改善等を図ると共に、利用者に「安全、安心、快適」なタクシーの輸送サービスを提供することにあります。

本日の、第2回協議会は限られた短い時間ではございますが今後の久留米市におけるタクシーサービスの向上と事業の健全な発達等についてご協議をお願いしたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

【事務局】

①協議会設置要綱の一部変更について、昨年11月開催の第一回合同会議において、委員としてご出席頂きました、福岡県警察本部様から委員を辞退したい旨のご申出がございました。したがって、

- ・協議会設置要綱の一部変更提案（協議会の構成員及び任期）第4条 第6号その他の協議会が必要と認める者②「福岡県警察本部」を削除については、報告することで、了承する。

今後、福岡県警本部からはオブザーバーとして参加する旨を報告する。

②また、同じく第4条4号の労働組合について、申し出により、日本私鉄労働組合九州地方連合会を代表する者から全国一般福岡地方労働組合を代表する者に変更することになりましたのでご報告いたします。・・了解する。

今後は、以上の構成員として会議を進めて行くことを説明する。

③委員の紹介については、「委員名簿」「配席表」により紹介に変えさせて頂くことで紹介する。

④タクシー協会委員の一部変更として、タクシー事業者代表として中川委員を古賀委員に変更す

ることを報告する。

⑤議事進行については、会長にお願いすることを告げる。

【湯元会長】

- ・これから第2回協議会に入る事を委員に告げる。
- ・議事進行について資料1から資料4までを事務局から一括して提案の指示をする。

【事務局】

- ・福岡運輸支局 江上委員から資料1から資料3までについて説明する。

①本協議会の目的について

②福岡県におけるタクシー事業の現況について

I. タクシー事業の現況 II. タクシー事業の輸送の現況

③適正と考えられる車両数の算定について

④地域計画（骨子（案））「別紙」について朗読する。

【湯元会長】

①只今、事務局より資料2から4までの説明そして本協議会の本台であります資料5大牟田市地域計画骨子案の説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、お受けしますと委員に諮る。

②議事1の本協議会の制定の背景と協議会の目的については、前回の合同会で説明致しておりまして、特に、ご意見がございませんでしたので、了承済みと考えております。

③次の議事②の福岡県のタクシー輸送の状況について前回は、福岡県全体の説明であったか思います。今回は、大牟田市の状況言う事で、説明されましたが、この点につきまして、ご質問等がありましたらお願ひしたいと思います。如何でしょうか。

（質問・意見なし）

【湯元会長】

①議事3の適正と考えられる車両数の算定について、質問等を委員に諮る。

（質問・意見なし）

【湯元会長】

①当協議会のテーマである大牟田市の地域計画について、骨子案が、提示されましたのでこのことについて、ご意見頂きたいと存じます。如何でしょうか。

【県協会 田中委員】

- ・午前中、久留米市会議の内容と同等の意見を取り上げて頂きたい事を要求した？

【大牟田市 ○○委員】

- ・現在の大牟田市の状況として、昨年10月でしたか、西鉄タクシーさんが会社を閉められたわけですが、その時の年間の運収が、2億5千万から3億と聞いておるわけですが、今日に至って、どこのタクシー業者に流れているのかと言う事が全く見えてこない状況でないかな・・・と思いますけどその辺をキット認識していないと適正台数のところを調整の具体的な形と言いますか、伝わってこないと思います。大牟田市の業界で、運収と言いますか分かっていたら教えて頂きたい。

【湯元会長】

- ・事務局で現在把握されてございましたら、説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

- ・事務局からご説明致します。
- ・10月から西鉄タクシーさんは撤退されたのですが、月日が短いので、はっきりとした数

字はでてきておりません。全体的の収入で見ますと、以前、西鉄さんを含めた大牟田市の運送収入累計とでは増えておりません。ただ、運転手さん運収につきましては、105%位増えている状況と思われます。実績として個々的には、次の第3回の会議の中で詳細についてご説明をさせていただきます。

【大牟田市〇〇委員】

・ハイ結構です。

【湯元会長】

・では、事務局は、資料ができましたら、3回の会議で詳細について説明をお願いします。
・他に、ございませんか、・・・委員に諮る。

(意見・質問なし)

- ①それでは、1から議事3までをご了承頂いたものとして取扱いさせていただきます。
- ②他に質問者がいないか、委員に諮る。 質問者なしを確認する。
- ③議事①～③までについては、ご承認されたものとして、取扱いさせていただきますと確認をとった。
- ④議事4の地域計画ですが、特定事業計画との関連がございますので、特定事業計画の案の説明後に一括して取扱いさせていただきたいと思っております。
- ⑤議事5、資料6の大牟田市特定事業策定(案)について事務局より説明指示する。

【事務局】

①ご案内の通り、本協議会の役割は、冒頭申し上げましたように「適正化及び活性化の推進に関する基本方針」に基づき地域計画および特定事業等を策定し、承認を受けることが目的であります。

従いまして、この協議会において、この地域計画に基づき、これからご説明いたします特定事業の中から抽出し、各事業者もしくはグループで、或いは団体等々で自ら「特定事業計画」を策定し、国土交通省に対して申請し、仮に認定を受けたらその特定事業計画が実施できるというものになります。

そうした場合、ケースによりますが、進捗状況等を鑑みて、協議会を開催する必要がある場合もあり、その際は、当然ながら皆様方へご案内致すこととなります。

それではこの「特定事業」について、ご説明・ご報告させていただきたいと存じます。

②資料6でございます、大牟田市特定事業の策定(案)について「別紙」を朗読する。

以上、特定事業として策定ものを、掲げましたが、これ以外でも地域計画に沿ったものであれば、実施可能であります。これに関して、ご意見等があればお願いいたします。

・尚、付け加えますと、この特定事業は、全て実施しなければならないものでなく、この中から、各事業者、団体或いはグループにおいて、抽出して、特定事業計画とすることで良いものとなるわけですが、最終目的は、供給過剰状態をどうすれば改善できるか、と言う事だろうと思えます。

・従いまして、できる限り、このことを計画の一つに織り込む必要があると思えます。

・最後に、この特定事業を進めるにあたり、先程ご説明致しましたその他の事業については、この協議会参加者もちろんこと、関係機関、自治体そして団体等の皆様方からのご支援・ご協力なし実施できないものが多いことを改めて申し上げまして、ご説明とさせていただきます。 以上でございます。

【湯元会長】

- ・只今の説明で質問、ご意見をお受けします。

【労働組合 ○○委員】

- ・考え方の前文の中、特定事業について、より多くの事業者によって取組まれることが望ましいとあります、また、積極的に取組む事業者を支援する方策を関係者で検討することが必要であるとありますが、
- ・大牟田市内にある業界として、より多くの・・・で良いのか、どうなのか、先程、全部じゃないと言われましたが、全事業者が一致して取組んで行くと言う姿勢が必要ではないと思われまます。
- ・どういう事業者を支援する方策、具体的にどのようなものを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

【湯元会長】

- ・事務局お願いします。

【県協会 奥野事務局員】

- ・まず一つの質問ですが、全部で取組めばいいじゃないかと言う質問だと思いますが、これはあくまでも特定事業の計画でございまして、全てやらないといけない言う強制的なものでは、協議会で推進できませんので、事務局で掲げました事業に対して、この中から、それぞれの事業者が、一つずつ抽出して自分のところは、これをやりたい等、より多くの項目を推進して頂きたいと言う旨で、このような書きぶりをしております。じゃないと、ある人は、ここをやりなさい、こうしなさい、命令的になってしまうので、あくまでも自主的な事業と言う形になりますので、こういう書きぶりになっておりますが、たしかに、今、おっしゃたように、全員で取組むのが当たり前であると言うことは、根底にあると言うことで、言うまでもありません。
- ・どのような支援が必要かと言うことですが、逆にいえば道路を管理される方という問題が一つにあるかと思えます。例えば、乗場の問題とか、駐車場の問題とか、色々ございますので、乗り場を提供して頂くのはやはりどうしても公的な道路などで言うことがございますので、そういったタクシー乗場を拡大するためには、自治体、道路管理者方々のご理解、ご支援必要だろと思えます。
- ・それから環境問題もそうですが、ハイブリトタクシー導入するに当っては、ご承知のように、国から助成事業として、いくらかの助成金を頂きながらハイブリトタクシーを導入した経緯がございます、そういったものを含めまして、特定事業として掲げまして法の基本方針にもとづきタクシーの問題を書いてございます。
- ・また、実施主体等と言うことで、例えば、乗場の問題は、タクシー事業者、法人協会、個人協会が自らやらないといけないのですが、それには、やはり関係者の支援が必要だと言う認識で、そのような書きぶりで書いておりますので、それぞれの項目は、それぞれ今紹介、説明しておりませんが、例えば、観光の問題もそうですね、乗務員だけが、観光研修と言っても簡単にはできませんので、実際に進める観光行政とタイアップしなければいけないとかいろいろございますので、今日は、具体的なものとしては、紹介できませんが、これを再度皆さんの方で見て頂きまして、次回の会議が行われますので、その時に具体的に質問が頂きますと具体的にお答えできるかと思っておりますので宜しくお願いします。以上です。

【労働組合 ○○委員】

後段は分かりました前段の場合は財源であれば「より多くの事業者ではなくて」「事業者により多くの取組みをされるのが望ましい」という表現が良いのではないかと。

【事務局】

特措法は強制ではなく特定事業は自主的なものでやって頂くのが根底にありますので、当然意味をもった時局で行っていきませんが、実施主体が法人協会タクシー事業者と言えれば全体に行うことで強制的な文章になってくると全部やらなければならない、そういう意味合いではないのでご理解して頂きたいとおもいます。

【大牟田市 ○○委員】

特定事業計画の中で自治体がやれる事業は沢山あると思いますが、例えば、タクシープール、ラン設置等こういった事業を最終的には国土交通省の認可がされるが、認可される時には全て出来るものをターゲットしておくのか。

【県協会 奥野事務局員】

資料6、11ページをご参照

大牟田市特定事業策定（考え方）掲げた、特定事業計画については、地域計画に賛同したタクシー事業者が単独又は、共同で行おうとする特定事業を、以下の（タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり）の項目から積極的に可能な限り多くを選択し、記載された実施目標期間内に取組むものとするのが前提条件になっております。

ここに限りなく特定事業をその他の事業として、すべて実施しなければならないというものではありません。各社、各事業者が単独で共同してグループで実施するものをご紹介したものです、あるいはその他事業における「実施全体等」とは実施主体ならびに協力者を意味する。

協力者とは事業の実施を多面的に支援する立場のもの、「多面的とは、お金の問題、助成金の問題、アドバイスの問題」、具体的な分担に関しては個別に事案ごと協議していくことになっています。

自治体、国の行政、警察関係等の協力を得る場合はこれを協議してから、特定事業計画として認定を受けるようになると思いますので、その前にいろいろ協議して此処が出来ないという場合は個別に関係機関の方、団体と交えて協議してこれで了解されたら申請して認定を頂く、その他に関係団体、関係機関から協力を受けられない場合の事業は例えば、タクシー事業者が自から研修、地理的教育などあくまで自から行うもので自ら申請を先に行っていく、何回でも申請できます。

【湯元会長】

他にご質問、ご意見は御座いませんか。

議事4、5につきましてはご意見を頂きましたがご意見を踏まえ次回第3回の協議会を開催する運びになります、第3回に関する事務局の現時点での考え方、説明をお願いします。

【事務局】

特にありません

【湯元会長】

これをもって終了いたします。